

●香川県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年8月23日から同年9月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年8月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                           |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 高松市東植田町字東高様3121<br>番39地先から<br>高松市東植田町字東高様3121<br>番37地先まで | 9.1~63.9        | 158           | 平成24年香川県告示第515号<br>で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成28年8月23日